

株主各位

東京都港区港南二丁目16番5号
楽天銀行株式会社
代表取締役社長 永井啓之

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報は、電子提供措置をとっておりインターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。当日ご出席されない場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日(火曜日)午後5時30分までに後記の議決権行使のご案内にしたがって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト
「株主総会・招集通知」ページ

<https://www.rakuten-bank.co.jp/corp/investors/stock/meeting.html>

上記のウェブサイトにアクセスして、「招集ご通知」を選択の上、ご覧ください。



敬 具

記

1	日 時	2025年6月25日(水曜日) 午前10時開催 (午前9時から受付開始)
2	場 所	東京都港区港南一丁目9番36号 アレア品川 東京コンファレンスセンター・品川 5階 大ホール 昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3	株主総会の 目的事項	報告事項 1. 第26期(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期(自2024年4月1日 至2025年3月31日) 計算書類の内容報告の件
		決議事項 議案 取締役5名選任の件

また、当行ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証「上場会社情報」
掲載ページ

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当行名又は証券コード(5838)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主総会ポータル®
(三井住友信託銀行)

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコード®を読み取るか、株主総会ポータルログインID・パスワードをご入力ください。

修正が生じた場合について

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

以 上

Rakuten 楽天銀行

株主総会の流れ

議決権行使の方法から株主総会後までの流れをご案内いたします。

株主総会開催前

2025年6月24日 火曜日 午後5時30分まで

■ 招集通知を見る

<https://www.rakuten-bank.co.jp/corp/investors/stock/meeting.html>

※QRコード®は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



■ 事前に議決権を行使する



インターネットによる
議決権行使

議決権行使書用紙に記載のQRコード®又はウェブサイトへアクセスの上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで



書面による
議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時30分到着

議決権行使は、簡単・便利な「スマート行使®」をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコード®を読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

「スマート行使®」での議決権行使は1回に
限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更
される場合、再度QRコード®を読み取り、
議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード
及びパスワードをご入力いただく必要が
あります。

議決権行使に関する事項

- ・ 議決権行使書及びインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・ ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。

事前のご質問を 受け付けています

議決権行使書用紙に記載のQRコード®又はURL (<https://www.soukai-portal.net>) から
株主総会ポータル®トップ画面へアクセスし、「事前質問へ」ボタンを押下し、ご質問をご入力ください。

受付期限 2025年6月17日（火曜日）午後5時まで

書面交付請求された株主様へご送付している書面について

当該書面には、法令及び当行定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
・ 事業報告のうち「当行の新株予約権に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、
連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- 機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会当日

2025年6月25日 水曜日 午前10時

■ 当日出席する場合

議決権行使書用紙と本招集ご通知をご持参ください。

会場 東京都港区港南一丁目9番36号
アレア品川 東京コンファレンスセンター・品川 5階 大ホール
昨年と会場が異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

交通 品川駅（JR線（山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線）京浜急行線）港南口 徒歩約1分

■ ライブ配信で視聴する場合

パソコン・スマートフォン等より、以下のURLにアクセスし、ログインID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。



配信開始日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

視聴ログインURL <https://5838.ksoukai.jp>



▶ ログインID：株主番号（9桁） ▶ パスワード：株主名簿ご登録住所の郵便番号（7桁）

- ご出席の株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございます。
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ライブ配信参加に要する通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。
- ログインID・パスワードの第三者への提供、ライブ配信の映像・音声の記録・複製や第三者への提供等は禁じます。
- ライブ配信につきましては、万全を期しておりますが通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、予めご承知おきください。

お問合せ

株主総会ポータル[®]サイト並びに
議決権行使ウェブサイトの
操作方法に関するお問合せ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
 0120-652-031 9時～21時



ライブ配信の接続に関する
お問合せ

株式会社ブイキューブ
 03-4335-8079 6月25日（水曜日）9時～株主総会終了まで

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年度を振り返りますと、当行は多くのお客さまにご支持をいただき、預金口座数が2024年7月に1,600万口座を突破し、単体預金残高が2024年12月末に12兆円を突破する等、大きなマイルストーンを達成し、国内で最大の口座数と預金量を有するデジタルバンクとしての地位を確固たるものにししました。また、2024年度の連結経常収益が1,845億円（前連結会計年度比33%増）、連結経常利益が715億円（同47%増）となり、いずれも過去最高を記録しました。これらの成果は、金利収益の大幅な伸びに加え、事業規模の拡大による経営効率の向上が寄与したものです。

当行は、銀行としての社会的責任と公共的役割を自覚し、高い自己規律に基づく健全かつ効率的な業務運営に注力することにより、社会からの揺るぎない信頼を得て当行の存在価値を確立することに努めてまいりました。また、楽天グループの強固な顧客基盤とデジタルバンクとしての強みを活かし、事業の拡大と収益力の強化に努めてまいりました。併せて、楽天グループの一員として楽天グループの「Mission、Vision、Values and Principles」を共有し、FinTech領域におけるグローバルイノベーションカンパニーを目指して取り組みを強化してまいりました。

当行は、お客さまが、時間や場所の制約にとらわれることなく利便性の高い銀行サービスを利用できるように、常にお客さまの声に耳を傾けながらサービスの向上に努めております。当行は、「安心・安全で最も便利な銀行」として、最高水準のデジタルバンキングサービスを提供し続けることを目指してまいります。



今後もFinTechのリーディングカンパニーとして、業容の拡大、業績の向上、企業価値の最大化を通じて、株主の皆さまに貢献してまいります。より良い未来のために、銀行業を通じて社会の発展の一助となるべく、行員一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆さまには今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長 永井啓之

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

取締役永井啓之氏、三木谷浩史氏、海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏の5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて東林知隆氏、三木谷浩史氏、海老沼英次氏、長門正貢氏及び川村佳世子氏の5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当行における現在の地位	取締役在任期間	取締役会出席状況(出席率)
1	とうりん ともたか 東林 知隆 男性 新任	副社長執行役員	一年	—% (一回/一回)
2	みきたにひろし 三木谷 浩史 男性 再任	取締役会長	3年 2か月	100% (17回/17回) (注)
3	えびぬま えいじ 海老沼 英次 男性 再任 社外 独立	社外取締役	9年	100% (19回/19回)
4	ながと まさつぐ 長門 正貢 男性 再任 社外 独立	社外取締役	3年	100% (19回/19回)
5	かわむら かよこ 川村 佳世子 女性 新任 社外 独立	—	一年	—% (一回/一回)

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

(注)三木谷浩史氏は、当行の支配株主である楽天グループ株式会社代表取締役会長兼社長を兼任していることから、特別利害関係を有する議案については、審議及び決議に出席していないため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

ご参考 コーポレート・ガバナンス

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

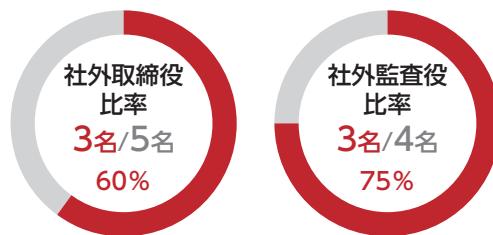
当行は、企業価値の向上・最大化と銀行としての社会的使命を果たすことがコーポレート・ガバナンスの基本であるとの認識のもとで、経営方針決定プロセスの透明性・健全性の確保、相互牽制態勢の強化、コンプライアンス体制の整備、情報開示の推進等を通じて、コーポレート・ガバナンスを強化し、効率的かつ公正な意思決定・業務運営システムを確立することを基本とした経営管理組織の整備を図っています。

■ コーポレート・ガバナンス体制

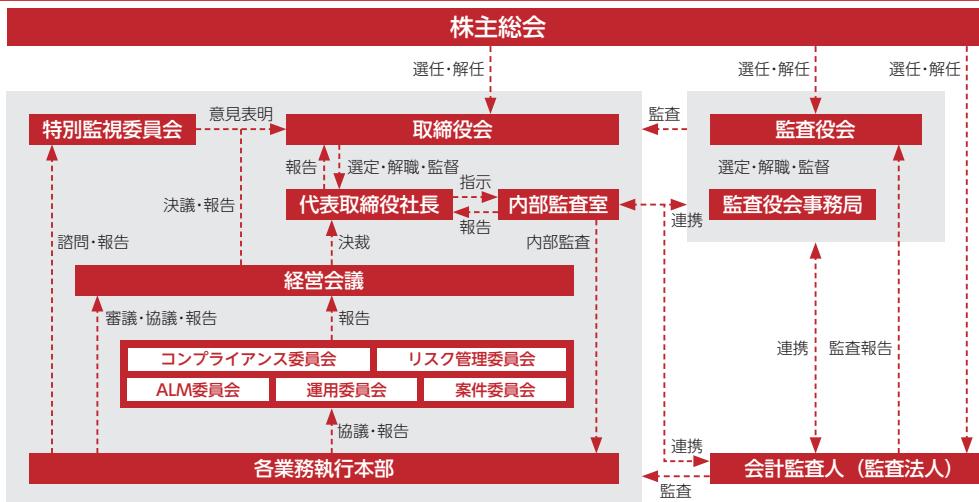
当行は、経営方針決定プロセスの透明性・健全性を確保し、適正・効率かつ公正な意思決定・業務運営プロセスを確立するため、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社の形態を採用しています。

取締役会は、社外取締役3名を含む5名で構成されており、社外取締役には経済界で豊富な経験を有する経営者・実務家が就任し、客観的な立場から経営陣の業務執行を評価・監督する体制としています。

監査役会は、独任制のもとに監査を行う社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、金融界での豊富な経験と知識を有する専門家として、経営陣を監視・監督する機能を高めています。



■ 体制図





候補者番号 とう りん とも たか

1 東林 知隆

生年月日

1965年6月30日生

新任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行
1998年9月 アジア開発銀行入行
2001年1月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2006年9月 楽天証券株式会社入社
2007年9月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）転籍
2016年4月 同社上級執行役員
2017年1月 楽天銀行株式会社常務執行役員
2019年6月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）ファンクションCCO（Chief Compliance Officer）
楽天カード株式会社監査役
楽天ヴィッセル神戸株式会社監査役
楽天マネジメント株式会社監査役
株式会社楽天野球団監査役
2020年1月 楽天モバイル株式会社CCO（Chief Compliance Officer）
2020年5月 楽天国際商業銀行股份有限公司監察人
2021年6月 Rakuten Marketing LLC Manager
Rakuten Kobo Inc. Director
Ebates Inc. Director
楽天グループ株式会社国際統括部Director
2021年8月 Rakuten Asia Pte. Ltd. Director
Rakuten Europe S.à r.l. Manager
Viber Media S.à r.l. Manager
2021年12月 楽天モバイル株式会社執行役員兼CCO（Chief Compliance Officer）
2022年4月 楽天グループ株式会社常務執行役員
2022年12月 同社CCO（Chief Compliance Officer）
2024年3月 楽天シンフォニー株式会社取締役CCO（Chief Compliance Officer）
2025年4月 楽天銀行株式会社副社長執行役員（現任）

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

—%
(一回)

所有する当行株式数

0株

取締役候補者とした理由

東林知隆氏は、国内外の銀行・証券を含むビジネスを長年経験し、楽天グループ株式会社や楽天モバイル株式会社等のChief Compliance Officer、楽天グループ株式会社常務執行役員等の重責を歴任してきました。当行の常務執行役員としての経営経験もあり、こうした豊富な実績と経験が、当行の更なる飛躍的な発展に資すると考え、新たに取締役候補者とするものです。



候補者番号

み き た に ひ ろ し

2 三木谷 浩史

生年月日

1965年3月11日生

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1988年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
 1993年5月 ハーバード大学経営大学院修士号取得
 1996年2月 株式会社クリムゾングループ（現 合同会社クリムゾングループ） 代表取締役社長（現 代表社員）（現任）
 1997年2月 エム・ディー・エム株式会社（現 楽天グループ株式会社） 設立 代表取締役社長
 2001年2月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社） 代表取締役会長兼社長（現任）
 2004年3月 同社最高執行役員（現任）
 2006年4月 株式会社クリムゾンフットボールクラブ（現 楽天ヴィッセル神戸株式会社） 代表取締役会長（現任）
 2010年2月 一般社団法人eビジネス推進連合会（現 一般社団法人新経済連盟） 代表理事（現任）
 2011年10月 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長（現任）
 2012年8月 株式会社楽天野球団代表取締役会長兼オーナー（現任）
 2016年7月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社） グループカンパニーディビジョングループプレジデント（現任）
 2017年7月 楽天アスピリアンジャパン株式会社（現 楽天メディカル株式会社） 代表取締役会長（現任）
 2021年4月 AST SpaceMobile, Inc. Director（現任）
 2022年3月 楽天モバイル株式会社代表取締役会長（現任）
 2022年3月 楽天カード株式会社取締役会長（現任）
 2022年4月 当行取締役会長（現任）
 2022年6月 楽天ペイメント株式会社取締役会長（現任）
 2022年7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社取締役会長（現任）
 2022年10月 楽天証券ホールディングス株式会社取締役会長（現任）
 2023年8月 楽天シンフォニー株式会社代表取締役会長兼CEO（現任）
 2024年8月 Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board & Co-CEO（現任）

取締役在任年数

3年
2か月

取締役会出席状況

100%
(17回/17回)
(注)

所有する当行株式数

0株

取締役候補者とした理由

三木谷浩史氏は、1997年2月の現楽天グループ株式会社設立以来、代表取締役として楽天グループの経営を指揮し、他に類を見ない革新的なビジネスモデル「楽天エコシステム」を確立させてきました。また、楽天グループ株式会社代表取締役会長兼社長、楽天カード株式会社取締役会長及び楽天モバイル株式会社代表取締役会長を兼任している等、豊富な実績と経験が当行の機能強化に資すると考え、引き続き選任をお願いするものです。

(注) 三木谷浩史氏は、当行の支配株主である楽天グループ株式会社代表取締役会長兼社長を兼任していることから、特別利害関係を有する議案については、審議及び決議に出席していないため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。



候補者番号

3

え び ぬ ま え い じ
海老沼 英次

生年月日

1957年7月3日生

再任 社外 独立

取締役在任年数

9年

取締役会出席状況

100%
(19回/19回)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1980年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
- 2000年9月 株式会社みずほホールディングス 人事企画部参事役（出向）
- 2003年4月 株式会社オリンピック社長室長兼総合企画室長
- 2008年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 虎ノ門総合法律事務所入所
- 2013年1月 田辺総合法律事務所パートナー弁護士
- 2014年6月 株式会社ミライト・ホールディングス（現 株式会社ミライト・ワン） 社外取締役
- 2016年6月 当行社外取締役（現任）
- 2019年3月 シンバイオ製薬株式会社社外監査役
- 2019年6月 東光電気工事株式会社社外監査役
- 2021年3月 シンバイオ製薬株式会社社外取締役（現任）
- 2024年6月 オザックス株式会社社外取締役（現任）
- 2025年1月 ルネス総合法律事務所パートナー弁護士（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

海老沼英次氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有しているほか、株式会社みずほホールディングス人事企画部参事役及び株式会社オリンピック社長室長兼総合企画室長等として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由及び当行における実績により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。



候補者番号

なが と まさ つぐ
4 長門 正貢

生年月日

1948年11月18日生

再任 社外 独立

取締役在任年数

3年

取締役会出席状況

100%
(19回/19回)

所有する当行株式数

0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1972年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
- 2000年6月 同行執行役員営業第二（自動車・電機）部長
- 2001年6月 同行常務執行役員調査本部長
- 2002年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員（支店営業管轄）
- 2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）常務執行役員米州地域統括
- 2006年6月 富士重工業株式会社専務執行役員
- 2007年6月 同社取締役専務執行役員全海外営業管掌
- 2010年6月 同社代表取締役副社長
- 2011年6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
- 2012年1月 同行取締役会長
- 2015年5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
- 2015年6月 日本郵政株式会社取締役
- 2016年4月 同社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社ゆうちょ銀行取締役
- 2016年6月 株式会社かんぽ生命保険取締役
- 2018年10月 学校法人学習院評議員会評議員
- 2021年1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー（現任）
- 2021年2月 Insight Partners シニア・アドバイザー（現任）
- 2022年2月 一般社団法人日本工業倶楽部理事（現任）
- 2022年6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長門正貢氏は、株式会社ゆうちょ銀行・日本郵政株式会社において取締役兼代表執行役社長を務めるなど要職を歴任し、企業経営者として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。



候補者番号

5 川村 佳世子

生年月日

1964年7月12日生

新任 社外 独立

(注) 川村佳世子氏の戸籍上の氏名は石神佳世子です。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1999年8月	IBM Corporation Asia Pacific JapanにてGM of Global Serviceの役員補佐
2006年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社グローバルデリバリーソリューション部長
2008年4月	同社理事オープンシステム開発部担当
2009年7月	同社理事金融アプリケーションマネージメントサービスデリバリー担当
2010年3月	地銀ソリューション・サービス株式会社取締役 日本アイ・ビー・エム共同ソリューション・サービス株式会社取締役
2012年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社理事アプリケーションマネージメントサービスデリバリー担当
2012年3月	ディアンドアイ情報システム株式会社取締役 エムエルアイ・システムズ株式会社取締役
2016年7月	日本アイ・ビー・エム株式会社理事テクノロジーサポートサービス事業 営業担当
2019年1月	日本テラデータ株式会社ビジネスコンサルティング事業部事業部長
2021年4月	同社執行役員ビジネスコンサルティング事業部事業部長
2021年7月	同社執行役員カスタマー・サービス本部本部長 (現任)
2024年6月	三菱HCキャピタル株式会社社外取締役 (現任)

取締役在任年数

一年

取締役会出席状況

—%
(一回)

所有する当行株式数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

川村佳世子氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社において金融機関向けシステムエンジニアやアプリケーション開発の責任者を歴任し、現在は主にクライアント企業のデジタルトランスフォーメーション (DX) サポートを担っており、DXに関する豊富な知識と経験を有しております。また、非常勤役員として会社組織の運営を担った経験を有していることから、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のデジタルバンクとしての強みをさらに確固たるものとし、当行のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に反映していただくことを期待して、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 海老沼英次氏、長門正貢氏及び川村佳世子氏は、社外取締役候補者です。
2. 取締役との責任限定契約について
 当行は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
 非業務執行取締役候補者である三木谷浩史氏は、現在当行の非業務執行取締役であり、また、社外取締役候補者である海老沼英次氏及び長門正貢氏は、現在当行の社外取締役です。
 当行は既に各氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏が取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である川村佳世子氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。
 責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
- ① 取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 取締役との補償契約について
 当行は取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当行が補償することを内容とする補償契約を締結することにしております。当行は取締役候補者である三木谷浩史氏、海老沼英次氏及び長門正貢氏との間で既に補償契約を締結しており、各氏が取締役に再任された場合、当該補償契約を継続する予定です。また、取締役候補者である東林知隆氏及び川村佳世子氏の選任が承認された場合、当行は両氏との間で上記同様の補償契約を締結する予定です。
4. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
 当行は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 現在当行の社外取締役である社外取締役候補者が社外取締役に就任してから本定時株主総会終結の時までの就任年数は、次のとおりです。

氏名	就任年月日	就任年数
海老沼 英 次	2016年6月29日	9年
長 門 正 貢	2022年6月27日	3年

6. 海老沼英次氏及び長門正貢氏の再任、川村佳世子氏の選任をご承認いただいた場合、当行は3氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

以 上

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

原則として以下のいずれにも該当しない場合は十分な独立性を有すると判断し、全て独立役員として選定しています。

- A** 当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者^{*1}又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
- B** 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家又は団体に所属する者
- C** 当行の主要株主又はその業務執行者
- D** 最近^{*2}においてAからCのいずれかに該当していた者
- E** 就任の前10年以内のいずれかの時において次の①又は②に該当していた者
 - ① 楽天グループ(株)の業務執行者又は業務執行者でない取締役、監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ② 楽天グループ(株)を親会社とする会社の業務執行者
- F** 以下に掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - ① AからEに掲げる者
 - ② 当行子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - ③ 最近において上記②又は当行の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1：会社法施行規則第2条第3項第6号の業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人も含みます。

※2：社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点でAからCまでのいずれかに該当していた等、実質的に現在と同視できるような場合をいいます。

ご参考 取締役候補者及び監査役のスキルマトリックス

役職名	氏名	IT	金融	経営	法務	財務・会計
取締役	とうりん とも たか 東林 知隆	●	●	●		
取締役	みぎたに ひろ し 三木谷 浩史	●	●	●		
社外取締役	えびぬま えい じ 海老沼 英次		●		●	
社外取締役	なが と まさ つぐ 長門 正貢		●	●		
社外取締役	かわ むら か よ こ 川村 佳世子	●				
監査役	しか ど たけ お 鹿戸 丈夫		●	●		
社外監査役	やま だ しん の すけ 山田 眞之助					●
社外監査役	しば の ただ みち 柴野 忠道	●				
社外監査役	み むら とおる 三村 亨		●		●	

(注) 上記は各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。また、上記スキルマトリックスは本定時株主総会において議案が原案どおり承認され終結した時のものです。

以 上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、楽天グループ株式会社が49.26%出資するインターネットを活用した銀行である当行を頂点として、連結子会社23社及び非連結子会社4社で構成される企業集団であり、日本においては、個人・法人（事業性個人を含む）に対して、台湾においては主に個人に対して、多様なお客さまニーズに応える銀行サービス及びこれに付随する金融サービスを提供しています。

② 金融経済環境

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな成長を続けましたが、地政学的リスク、貿易摩擦の懸念、インフレの高止まり等の不確実性にも直面しました。米国では、堅調な個人消費に支えられて底堅い成長が示された一方、欧州では、緩やかな回復基調が見られたものの、政治的不安定性や貿易摩擦の懸念等により成長が抑制されました。また、中国においては、5%程度の経済成長を実現しましたが、不動産市場の低迷や米中貿易摩擦の懸念等から、先行きの不透明感が高まりました。

一方、日本経済は、企業部門の設備投資の堅調な拡大、家計部門の実質所得改善を背景にした個人消費の増加等により、緩やかな回復を続けました。しかしながら、食料品等の物価上昇、貿易環境の不透明さ等により、経済の回復の持続性に懸念も生じました。

金融政策については、米連邦準備制度理事会(FRB)が2024年9月、11月、12月の連邦公開市場委員会(FOMC)において3会合連続の政策金利の引き下げを行い、欧州中央銀行(ECB)が2024年9月、10月、12月、2025年1月、3月の理事会において5会合連続の政策金利の引き下げを実施しました。他方、日本銀行は、2024年7月と2025年1月の金融政策決定会合において政策金利の引き上げを行い、欧米と日本で逆方向の政策金利の調整が行われました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

当行グループは、銀行サービスが社会のインフラであり、個人の生活や企業活動のデジタルシフトを背景にデジタル銀行サービスのニーズが高まっていることを踏まえ、当連結会計年度においても、利便性に優れた安定的な決済インフラの運営、セキュリティの更な

る強化、内部管理態勢の整備を推進しました。併せて、サービス改善や資金運用の拡大等を通じて収益性と成長性の向上にさらに注力しました。当連結会計年度においては、お客さまに当行口座を生活口座としてより便利にご利用いただくことができるように、神奈川県川崎市、相模原市、東京都武蔵野市、兵庫県三田市、千葉県八千代市の公金、北海道ガス株式会社の口座振替サービスの取扱を開始しました。さらには、お客さまに新たな利用体験を提供するサービスとしてBaaS(Banking as a Service)を推進し、2024年5月に、東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ビューカードと連携して、「JRE BANK」のサービスを開始しました。「JRE BANK」は、サービス開始直後より、多くのお客さまに興味を持っていただき、順調に拡大しました。

また、高齢化社会が進展する日本において、老後資金の課題を解決するキープログラクトの1つである「楽天銀行リバースモーゲージ」の残高が2024年12月末時点で100億円を突破しました。リバースモーゲージは、お住まいのご自宅を担保にして、そのまま住み続けながら融資を受けられる仕組みのローンです。

これらの取組の結果、2025年3月末時点で口座数が1,683万口座、単体預金残高が11,476,322百万円となり、事業規模の大幅な拡大を実現しました。

(事業の成果)

当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度末における資産の部は、貸出金が、投資用マンションローン、提携ローン、カードローン等の残高の増加により、前連結会計年度末比974,564百万円増の5,044,131百万円、買入金銭債権が、楽天カード株式会社のクレジットカード債権を裏付資産とする信託受益権、グループ外企業の保有する各種資産を裏付資産とする信託受益権等の増加により、前連結会計年度末比368,608百万円増の2,919,421百万円となりました。有価証券は、国債、政府保証債、事業債、外国債券等の購入により、前連結会計年度末比700,901百万円増の1,791,408百万円、現金預け金は、前連結会計年度末比549,238百万円減の4,241,858百万円となりました。この結果、資産の部の合計額は、前連結会計年度末比1,268,165百万円増の14,748,639百万円となりました。

負債の部は、普通預金が、口座数の増加、及び生活口座化の進展等により、前連結会計年度末比719,983百万円増の10,195,532百万円、定期預金が前連結会計年度末比284,366百万円増の1,162,947百万円となりました。また、借入金は、日本銀行の貸出増加を支援するための資金供給を活用しているものですが、前連結会計年度末比184,000百万円増の2,749,800百万円となりました。負債の部の合計額は、前連結会計年度末比1,228,636百万円増の14,429,522百万円となりました。

純資産の部は、資本金が前連結会計年度末から増減はなく32,616百万円、資本剰余金が前連結会計年度末から増減はなく10,543百万円となり、利益剰余金が親会社株主に帰属する当期純利益の計上により前連結会計年度末比50,779百万円増の271,931百万円となりました。純資産の部の合計額は、前連結会計年度末比39,529百万円増の319,117百万円となりました。

当連結会計年度の連結経常収益は、前連結会計年度比46,584百万円増の184,534百万円となりました。経常収益の内訳を見ると、資金運用収益が、運用資産の増加、及び日銀による政策金利の引き上げに伴う運用利回りの上昇等により、前連結会計年度比43,666百万円増の128,184百万円となりました。役務取引等収益は、口座数の増加、及び生活口座化の進展による為替関連手数料、口座振替手数料、カード関連受取手数料等の増加により、前連結会計年度比3,496百万円増の46,345百万円となりました。その他業務収益は、外貨預金に係る収益等が減少し、前連結会計年度比713百万円減の7,505百万円となりました。また、台湾の楽天国際商業銀行股份有限公司では、前連結会計年度比1,825百万円増の4,014百万円の経常収益を計上しました。

一方、連結経常費用は、前連結会計年度比23,426百万円増の113,009百万円となりました。経常費用の中では、資金調達費用が、預金残高の伸長、及び2024年9月、2025年3月に実施した当行普通預金金利等の引き上げによる預金利率の上昇等により、前連結会計年度比16,003百万円増の27,129百万円となりました。役務取引等費用は、保証付きカードローンの支払保証料が減少したものの、為替取引増加による支払為替手数料の増加等により、前連結会計年度比446百万円増の33,853百万円となりました。また、営業経費は、ソフトウェア償却費、業務委託費、及び広告宣伝費等の増加により、前連結会計年度比4,399百万円増の46,349百万円となりました。楽天国際商業銀行股份有限公司では、前連結会計年度比1,937百万円増の7,234百万円の経常費用を計上しました。

これらの結果、連結経常利益は、前連結会計年度比23,157百万円増の71,524百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比16,343百万円増の50,779百万円となりました。

連結自己資本比率（国内基準）については、自己資本額が307,871百万円、リスク・アセット等の額の合計額が2,901,426百万円となったことから、10.61%となりました。

④ 対処すべき課題

イ. 生活口座化の推進

当行グループの収益力を向上し、成長を加速するためには、口座数を増やすことは重要ですが、それにとどまらず、個人顧客が生活の中で生じる様々な金融サービスへの二

ーズを満たすために当行口座を利用するように誘導し、決済資金を当行口座に滞留させ、顧客あたりの取引件数、収益額を向上させることが重要です。そのため、当行グループは、楽天グループの顧客基盤等を活用して新規口座を獲得した後、顧客の給与振込及び口座振替を獲得して預金・為替の拡大を図り、続いて顧客の嗜好に合わせた他のサービスをクロスセルすることにより、顧客口座の生活口座化を推進しています。生活口座化の推進にあたっては、店舗を持たないインターネット銀行のコスト競争力に加え、当行グループのシステムの柔軟性・コスト競争力を活かし、顧客に便利でお得なサービスを提供することが肝要です。当行グループは、便利でお得なサービスの開発により一層注力して、顧客口座の生活口座化を加速し、顧客基盤の拡充を図ってまいります。

ロ. 資産運用の多様化による収益基盤の強化

日本銀行は、2024年3月の金融政策決定会合においてマイナス金利政策を解除するとともに、金融市場調節方針として、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促すことを決定し、その後、2024年7月には0.25%程度、2025年1月には0.50%程度で推移するよう促すことを決定しました。当行は、現在、住宅ローン、カードローン、教育ローン、オートローン、不動産担保ローン、リバースモーゲージ等のローンを個人顧客向けに提供していますが、斯かる環境の変化のもと、ローン商品をさらに多様化し、顧客の生活シーンで必要になる様々な資金需要に漏れなく応えることにより、更なる利息収益の拡大を図ることができると考えています。また、法人顧客に対する営業体制の質的・量的強化による法人融資の増加、企業の保有する金銭債権、不動産等の証券化をアレンジすることによる証券化資産への投資の増加等も、利息収益の上積みにも寄与するものと考えています。当行グループは、上記の施策をスピード感をもって実行し、運用資産を多様化・増加することにより、利息収益の拡大を実現していきたいと考えています。

また、当行の運用資産の多くは短期の市場金利の上昇にスライドして利回りが上昇するため、預金金利の上昇を適切にコントロールすることにより、運用利鞘を拡大することが可能であると考えています。

なお、日本銀行は、先述のマイナス金利政策の解除と同タイミングで、長期金利操作（イールドカーブ・コントロール）を撤廃しました。これにより、長期金利が漸進的に上昇しているため、今後、中長期金利に連動する運用資産を取得することによる収益獲得の機会が増加する一方、既に当行が保有している有価証券に含み損が生じる、又は含み損が拡大する可能性があります。

ハ. システムのキャパシティ及びセキュリティの確保

当行グループは、現在、インターネット銀行で最大の口座数、最大の預金量を有しており、現時点において、全ての顧客にサービスを提供するために十分なシステムのキャパシティを確保しています。また、犯罪、不正取引の手口分析等により将来の犯罪、不正取引の傾向を予測し、先手を打った対策により業界最高レベルのセキュリティを顧客に提供していると自負しています。しかし、顧客数は今後も増加することが見込まれるため、システムのキャパシティは、顧客の取引動向も踏まえて計画的に拡充していくことが必要です。また、セキュリティについても、犯罪、不正取引の手口が時間の経過とともに変化するため、当行グループが適時に適切にセキュリティを改善し続けなければ、顧客をリスクに晒す結果になることも否定できません。当行としては、システムのキャパシティの拡充、セキュリティの確保に十分な経営資源を継続的に投下し、全行的な推進体制を構築することにより、常に十分なシステムのキャパシティを確保し、業界最高レベルのセキュリティを提供し続けることを目指します。

二. コーポレート・ガバナンスの一層の充実

いかなる企業においても、コーポレート・ガバナンスの強化は、最重要経営課題の1つであり、当行グループにおいても、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む必要があります。特に、当行グループは、銀行業を営んでいるため、高いコーポレート・ガバナンスが求められます。当行グループは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる業務運営体制、経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化に努め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行グループは、今後も業容を拡大する見込みであるため、業容に応じたリスク管理態勢、コンプライアンス態勢の構築が不可欠です。リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の継続的な向上を当行の最優先経営課題として位置づけ、全役職員が自らのこととして取り組むことにより、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し、行動する企業風土の更なるレベルアップを図ってまいります。

ホ. 自己資本の一層の充実

当行は、中長期ビジョンを達成するための“第二の成長ステージ”としての成長戦略の1つとして、個人・法人顧客数の拡大による貸出利息収益の増加や運用資産の拡充を掲げています。今後とも顧客基盤を拡充して事業拡大を図り、当行の優位性をより確固たるものにするためには、運用資産の更なる多様化、運用資産の積み上げの加速が不可欠であり、そのためには自己資本の継続的な充実が必要であると考えています。当行の

2025年3月末時点における「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式に基づき算出された連結自己資本比率は10.61%となっており、短期的に自己資本の充実に取り組まなければならない状況ではなく、自己資本の充実は現時点で優先的に対処すべき課題ではありませんが、今後の中長期的な運用資産の積み上げを展望すると、每期、確実に利益を蓄積して自己資本の一層の充実を図ることが必要であると考えています。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	106,026	120,445	137,950	184,534
経常利益	27,909	38,746	48,367	71,524
親会社株主に帰属する当期純利益	20,039	27,692	34,436	50,779
包括利益	19,704	23,776	34,534	39,164
純資産額	206,494	231,684	279,587	319,117
総資産	9,490,689	11,589,508	13,480,473	14,748,639

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預金	7,765,315	9,129,876	10,540,202	11,476,322
定期性預金	397,538	748,343	814,596	1,072,777
その他	7,367,777	8,381,533	9,725,606	10,403,545
貸出金	2,942,523	3,769,085	4,029,319	4,954,630
個人向け	2,004,135	1,741,918	1,975,313	2,059,817
中小企業向け	7,186	18,407	18,298	17,400
その他	931,202	2,008,759	2,035,707	2,877,413
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	816,094	980,859	1,286,431	1,981,678
国債	484,123	640,310	644,596	732,317
その他	331,970	340,549	641,834	1,249,360
総資産	9,647,755	11,694,235	13,527,690	14,705,832
内国為替取扱高	82,011,707	96,661,568	108,466,003	126,758,721
外国為替取扱高	484,980	630,046	794,918	1,023,956
経常利益	29,530	40,581	50,038	72,514
当期純利益	20,474	28,073	34,688	50,548
1株当たり当期純利益	124円49銭	170円69銭	199円87銭	289円70銭

(注) 当行は、2022年9月27日を効力発生日として、普通株式1株を70株に分割しました。「1株当たり当期純利益」については、2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業 (国内)	銀 行 業 (海外)	その他の事業
使 用 人 数	901人	161人	14人

(注) 使用人数は正社員、嘱託、契約社員及び出向者の人数を記載しており、当行から他社への出向者は除いています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

当行の主要な営業所及び営業所数

国内：本店 他2店

海外：樂天國際商業銀行股份有限公司（台湾）

② その他の事業

国内：樂天信託株式会社 本社

海外：該当事項はありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	金融商品取引業
楽天生命保険株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	生命保険業
楽天損害保険株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	損害保険業
楽天カード株式会社	東京都港区南青山2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山	クレジットカード事業
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3-98	銀行業
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前3-1-1	銀行業
株式会社And Doホールディングス	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル 手洗水町670	不動産業
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	生命保険業
株式会社ビューカード	東京都品川区大崎1-5-1	クレジットカード事業

- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

- ① 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	設備投資の総額
銀行業	13,969
その他の事業	—
合計	13,969

- ② 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する 当行の議決権比率	その他
楽天グループ株式会社	東京都 世田谷区	電子商取引事業、 旅行代理店業	453,973百万円	49.27%	(注) 1、2

- (注) 1. 当行は、楽天グループ株式会社との間で、両社の基本的な関係を定めることを目的とする経営基本契約を締結しています。当該契約においては、当行が銀行として公益の観点から求められる経営の独立性及び上場子会社として求められる独立性を楽天グループ株式会社が尊重する旨を規定しています。また、楽天グループ株式会社は、当行が楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制とすることを尊重するとともに、従業員に対する当行の人事権を尊重する旨を規定しています。なお、当該契約において楽天グループ株式会社に対する事前承認、事前協議事項は規定しておらず、当行から楽天グループ株式会社に対する報告については、当該契約に基づき必要かつ法令等に抵触しない範囲で行っています。また、当該契約において、楽天グループ株式会社は、当行の業況が悪化した場合には当行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じ、楽天グループ株式会社の業況が悪化した場合には、同社が当行に対して資本出資、融資等の支援を要請しない旨を規定しています。
2. 当行は、「楽天」のブランドを表章するロゴやドメイン等を使用するために、楽天グループ株式会社との間で非独占的ブランドライセンス契約を締結しています。当該契約に基づき当行が楽天グループ株式会社に支払うブランドライセンス料は、当行グループの売上総利益の一定割合によっており、その料率は楽天グループ株式会社と協議の上、合理的に決定しています。

② 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社 等の議決権比率	その他
楽天信託株式会社	東京都 港区	信託業務	259百万円	100.00%	—
楽天国際商業銀行 股份有限公司	台湾 台北市	銀行業務	100億台湾ドル	50.00%	—

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
永 井 啓 之	代表取締役社長最高執行役員	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会 理事 楽天信託株式会社 取締役 楽天国際商業銀行股份有限公司 董事	—
三木谷 浩 史	取締役会長	楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 最高執行役員 合同会社クリムゾングループ 代表社員 楽天ヴィッセル神戸株式会社 代表取締役会長 一般社団法人新経済連盟 代表理事 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団 理事長 株式会社楽天野球団 代表取締役会長兼オーナー 楽天グループ株式会社 グループカンパニーディビジョングループプレジデント 楽天メディカル株式会社 代表取締役会長 AST SpaceMobile, Inc. Director 楽天カード株式会社 取締役会長 楽天モバイル株式会社 代表取締役会長 楽天ペイメント株式会社 取締役会長 楽天インシュアランスホールディングス株式会社 取締役会長 楽天証券ホールディングス株式会社 取締役会長 楽天シンフォニー株式会社 代表取締役会長兼CEO Rakuten Medical, Inc. Vice Chairman of the Board & Co-CEO	—
海老沼 英 次	取締役（社外役員）	シンバイオ製薬株式会社 社外取締役 オザックス株式会社 社外取締役 ルネス総合法律事務所 パートナー弁護士	—
茅 野 倫 生	取締役（社外役員）	—	—
長 門 正 貢	取締役（社外役員）	マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー Insight Partners シニア・アドバイザー 一般社団法人日本工業倶楽部 理事	—
鹿 戸 丈 夫	常勤監査役	—	—
山 田 眞之助	監査役（社外役員）	公認会計士山田眞之助事務所 所長 学校法人東邦大学 監事 社会福祉法人こどもの国協会 監事 三丸興業株式会社 監査役 横浜植木株式会社 監査役 株式会社T&Dホールディングス 取締役（監査等委員）	(注) 2

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴野 忠道	監査役（社外役員）	株式会社LIFE CREATE 常勤監査役	—
三村 亨	監査役（社外役員）	芝綜合法律事務所 オブ・カウンセル サンワード証券株式会社 監査役	—

- (注) 1. 当行は、取締役海老沼英次氏、茅野倫生氏及び長門正貢氏並びに監査役山田眞之助氏、柴野忠道氏及び三村亨氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
2. 監査役山田眞之助氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬 (ストック・オプション)	
取締役 (うち社外取締役)	210 (36)	101 (36)	61 (—)	48 (—)	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	29 (14)	29 (14)	— (—)	— (—)	4 (3)
計	239	130	61	48	8

- (注) 1. 取締役報酬限度額は、2006年6月9日開催の第7期定時株主総会決議において、月額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。また、別枠で、2024年6月27日開催の第25期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額等を年額200百万円以内とするとともに、退職時報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（各事業年度2,000個を上限）を取締役（社外取締役を除く）に付与することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名です。
2. 監査役報酬限度額は、2000年1月14日開催の創立総会決議において、月額40百万円以内と決議いただいています。当該総会終結時点の監査役の員数は1名（うち、社外監査役は0名）です。
3. 当事業年度末日現在の人員は取締役5名、監査役4名です。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役1名が存在していることによるものです。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2022年9月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ 基本方針

当行は、銀行としての社会的責任と公共的役割を自覚し、高い自己規律に基づく健全かつ効率的な業務運営を心がけることにより、社会からの揺るぎない信頼と存在価値の確立に努めるといふ当行の経営理念に沿って役員報酬制度を設計します。

報酬水準については、経済及び社会の情勢、業界動向、当行の経営環境及び業績の状況等を踏まえ、取締役がその役割を最大限発揮するためのインセンティブとして、またその責任や成果に対する対価として適切なものとなるよう決定します。

ロ 報酬構成

業務執行取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）、変動報酬（業績連動報酬、非金銭報酬（ストック・オプション））の構成とし、経営目標の達成による持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、変動報酬（業績連動報酬、非金銭報酬（ストック・オプション））の占める割合を高めた報酬体系とします。

非業務執行取締役の報酬は、客観的かつ独立した立場から当行の経営を監督するという役割を勘案し、固定報酬とします。

それぞれの決定方針は以下のとおりです。

（イ）固定報酬

業務執行取締役の固定報酬部分は、役員としての職務内容・人物評価・在任年数、過去における当行の業績及び企業価値の向上への貢献等を総合的に考慮して決定します。

非業務執行取締役の固定報酬は、各役員の人人物評価、知識、経験、当行経営に対する貢献への期待等を勘案して決定します。

（ロ）変動報酬

業務執行取締役の変動報酬部分は、当該期の当行の業績、当行業績・企業価値向上に向けた取組への貢献等を勘案して決定します。

ハ 報酬決定プロセス

各取締役の具体的な報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長にその決定を委任します。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

代表取締役社長である永井 啓之が、取締役会よりその具体的内容について委任を受けた上で、各取締役の報酬を決定しています。

委任を行った理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、各取締役の報酬案は、上記②の方針の趣旨を踏まえて、社外取締役全員で検討を行った上で株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において報酬案を決定しており、代表取締役社長は、当該報酬案を最大限尊重して、各取締役の報酬を決定しています。

(3) 責任限定契約

当行は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができること、並びに当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることを定めており、三木谷浩史氏、海老沼英次氏、茅野倫生氏、長門正貢氏、鹿戸丈夫氏、山田眞之助氏、柴野忠道氏及び三村亨氏との間で当該契約を締結しています。

(4) 補償契約

① 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
永 井 啓 之	役員等が責任追及等の対応に要した防御費用（弁護士費用等）や、第三者に対する損害賠償により生じた損失（損害賠償金）の補償（和解の際の和解金を含む）を会社が補償するもの
三木谷 浩 史	同上
海老沼 英 次	同上
茅 野 倫 生	同上
長 門 正 貢	同上
鹿 戸 丈 夫	同上
山 田 眞之助	同上
柴 野 忠 道	同上
三 村 亨	同上

② 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容は次のとおりです。

①被保険者の範囲

当行及びその全ての保険期間の開始日以前における当行の会社法(日本)上の子会社の取締役及び監査役全員

②被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は当行が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

③補填対象となる保険事故の概要

役員個人が職務執行に起因して損害賠償金・和解金等を負担することになった場合やその争訟費用を負担した場合に、一定の範囲で保険金が支払われるものです。

④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

犯罪行為や法令違反を認識して行った行為に起因する損害には保険金は支払われません。また支払額に一定の限度を設けています。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
海老沼 英 次	シンバイオ製薬株式会社 社外取締役 オザックス株式会社 社外取締役 ルネス総合法律事務所 パートナー弁護士
茅 野 倫 生	—
長 門 正 貢	マッキンゼー・アンド・カンパニー シニアアドバイザー Insight Partners シニア・アドバイザー 一般社団法人 日本工業倶楽部 理事
山 田 眞之助	公認会計士山田眞之助事務所 所長 学校法人東邦大学 監事 社会福祉法人こどもの国協会 監事 三丸興業株式会社 監査役 横浜植木株式会社 監査役 株式会社T&Dホールディングス 取締役（監査等委員）
柴 野 忠 道	株式会社LIFE CREATE 常勤監査役
三 村 亨	芝総合法律事務所 オブ・カウンセラー サンワード証券株式会社 監査役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
海老沼 英次	8年9ヶ月	当年度開催の取締役会19回のうち出席19回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
茅野 倫生	3年3ヶ月	当年度開催の取締役会19回のうち出席19回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
長門 正貢	2年9ヶ月	当年度開催の取締役会19回のうち出席19回	取締役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
山田 眞之助	3年3ヶ月	当年度開催の取締役会19回のうち出席19回 監査役会17回のうち出席17回	取締役会及び監査役会において、財務及び会計に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
柴野 忠道	3年3ヶ月	当年度開催の取締役会19回のうち出席19回 監査役会17回のうち出席17回	取締役会及び監査役会において、企業監査に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。
三村 亨	1年9ヶ月	当年度開催の取締役会19回のうち出席19回 監査役会17回のうち出席17回	取締役会及び監査役会において、金融に関する豊富な経験から、当行に対して有用な指摘、意見をいただいています。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	50	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	630,000千株
発行済株式の総数	普通株式	174,482千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	18,934名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資の状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
楽天グループ株式会社	85,962	49.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,844	7.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,107	3.50
JP MORGAN CHASE BANK 380634	4,695	2.69
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	2,880	1.65
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 384513	2,723	1.56
GOVERNMENT OF NORWAY	2,522	1.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	2,479	1.42
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	2,439	1.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,410	1.38

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

2024年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権1個あたり1円とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）から40年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。
新株予約権の行使の条件等	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当行、当行子会社及び当行関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。 (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。 (3) 本新株予約権の買入その他一切の処分は認められないものとする。 (4) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。 i) 現金による受領 ii) 新株予約権者が保有する株式による充当 iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除

	iv) その他当社が定める方法 (5) その他詳細・条件は、当社取締役会において決定するものとする。			
保有状況		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を交付した者の人数
	当社取締役	147個	普通株式 14,700株	1名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

2024年5月27日開催の取締役会決議による新株予約権（在任型）

新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本新株予約権1個あたり1円とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当社の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。
新株予約権の行使の条件等	(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。

	<p>(5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。</p> <p>i) 現金による受領</p> <p>ii) 新株予約権者が保有する株式による充当</p> <p>iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除</p> <p>iv) その他当行が定める方法</p> <p>(6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。</p>								
<p>当行使用人等への 交付状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 636 647 712"></th> <th data-bbox="653 636 833 712">新株予約権の 数</th> <th data-bbox="839 636 1055 712">目的となる株式の 種類及び数</th> <th data-bbox="1061 636 1316 712">新株予約権等を交付 した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 718 647 793">当行執行役 員</td> <td data-bbox="653 718 833 793">20個</td> <td data-bbox="839 718 1055 793">普通株式 2,000株</td> <td data-bbox="1061 718 1316 793">7名</td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権の 数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数	当行執行役 員	20個	普通株式 2,000株	7名
	新株予約権の 数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数						
当行執行役 員	20個	普通株式 2,000株	7名						

2024年5月27日開催の取締役会決議による新株予約権（退職型）

<p>新株予約権の払込 金額</p>	<p>本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。</p>
<p>新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額</p>	<p>本新株予約権1個あたり1円とする。</p>
<p>新株予約権の行使 期間</p>	<p>発行日から40年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。</p>

<p>新株予約権の行使の条件等</p>	<p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当行、当行子会社及び当行関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員の地位のいずれもが終了した日の翌日から、10日以内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。</p> <p>i) 現金による受領</p> <p>ii) 新株予約権者が保有する株式による充当</p> <p>iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除</p> <p>iv) その他当行が定める方法</p> <p>(5) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。</p>										
<p>当行使用人等への交付状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 972 647 1050"></th> <th data-bbox="653 972 833 1050">新株予約権の数</th> <th data-bbox="839 972 1055 1050">目的となる株式の種類及び数</th> <th data-bbox="1061 972 1316 1050">新株予約権等を交付した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1056 647 1211">当行執行役員及び当行子会社取締役</td> <td data-bbox="653 1056 833 1211">193個</td> <td data-bbox="839 1056 1055 1211">普通株式 19,300株</td> <td data-bbox="1061 1056 1316 1211">14名</td> </tr> </tbody> </table>				新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を交付した者の人数	当行執行役員及び当行子会社取締役	193個	普通株式 19,300株	14名
	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を交付した者の人数								
当行執行役員及び当行子会社取締役	193個	普通株式 19,300株	14名								

2024年7月29日開催の取締役会決議による新株予約権

<p>新株予約権の払込金額</p>	<p>本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。</p>
<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p>	<p>本新株予約権1個あたり1円とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。 ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。</p>
<p>新株予約権の行使の条件等</p>	<p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当行の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当行所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。</p> <p>(4) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができない。</p>

- ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。
- i) 現金による受領
 - ii) 新株予約権者が保有する株式による充当

	iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除 iv) その他当行が定める方法 (6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。										
当行使用人等への 交付状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新株予約権の 数</th> <th>目的となる株式の 種類及び数</th> <th>新株予約権等を交付 した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当行使用人</td> <td>587個</td> <td>普通株式 58,700株</td> <td>513名</td> </tr> </tbody> </table>				新株予約権の 数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数	当行使用人	587個	普通株式 58,700株	513名
	新株予約権の 数	目的となる株式の 種類及び数	新株予約権等を交付 した者の人数								
当行使用人	587個	普通株式 58,700株	513名								

2025年1月27日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込 金額	<p>本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。</p> <p>なお、職務執行の対価として公正発行により付与される新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。</p>
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	<p>本新株予約権1個あたり1円とする。</p>
新株予約権の行使 期間	<p>本新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の1年後の応当日から10年後の応当日までとする。</p> <p>ただし、行使期間の初日又は最終日が当行の休業日に当たる場合は、その翌営業日が行使期間の初日となり、その前営業日が行使期間の最終日となるものとする。</p>
新株予約権の行使 の条件等	<p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当行の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時（退職時までには申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日）までに、当行所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、又は諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p>

- (2) 本新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 本新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (4) 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- i) 発行日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができない。
 - ii) 発行日の1年後の応当日から発行日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の15%について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の35%（ただし、発行日の2年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の35%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iv) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた本新株予約権の65%（ただし、発行日の3年後の応当日の前日までに本新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した本新株予約権を合算して、割り当てられた本新株予約権の65%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - v) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた本新株予約権の全てについて権利行使することができる。

	<p>(5) 新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等（日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。）についてもこれを納める責任を負い、当行が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 現金による受領 ii) 新株予約権者が保有する株式による充当 iii) 新株予約権者の給与、賞与等からの控除 iv) その他当行が定める方法 <p>(6) その他詳細・条件は、当行取締役会において決定するものとする。</p>								
<p>当行使用人等への 交付状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 508 647 586"></th> <th data-bbox="654 508 833 586">新株予約権の数</th> <th data-bbox="840 508 1056 586">目的となる株式の種類及び数</th> <th data-bbox="1064 508 1318 586">新株予約権等を交付した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 594 647 666">当行使用人</td> <td data-bbox="654 594 833 666">380個</td> <td data-bbox="840 594 1056 666">普通株式 38,000株</td> <td data-bbox="1064 594 1318 666">369名</td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を交付した者の人数	当行使用人	380個	普通株式 38,000株	369名
	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を交付した者の人数						
当行使用人	380個	普通株式 38,000株	369名						

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 岩崎 裕男 指定有限責任社員業務執行社員 加藤 信彦 指定有限責任社員業務執行社員 熊谷 充孝	67百万円	(注) 2、3

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等について同意した理由
当行監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、これらについて相当であると判断したため、会計監査人の報酬額について同意しています。
3. 当行における公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、楽天グループのフィンテック事業の再編に関連する業務等です。
4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、174百万円です。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
6. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでいません。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提案する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において「内部統制システムに関する体制及び運用に係る基本方針」を決議しています。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当行は、当行の「経営理念・経営方針」に則り、法令を遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

取締役会は、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」及び「倫理規程」に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを整備するとともに、年度初にコンプライアンスを実現させるための具体的実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定しています。また、コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況のフォローアップを実施しています。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、一切の関係を遮断しています。

取締役及び使用人の職務執行については、監査役及び代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による定常的な監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会等によりコンプライアンスに対する取組を進め、適正な職務執行を徹底しています。

また、社外取締役及び監査役による取締役の職務執行に対する監督を徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する統括部署は、全ての役員・使用人に対して当行並びに楽天グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、不正行為の早期発見及び不祥事件等の未然の防止を図るため、コンプライアンス・ホットラインを設置し公益通報者保護法に基づいた措置等の適切な運用を推進するものとしています。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

当行における取締役の職務執行に関する文書、電磁的記録等の各種情報は、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に則り、適法・適切に保存・管理するものとし、取締役及び監査役は当該情報を常時閲覧することができるものとし、

会社の重要な情報の適時開示については、取締役会において決議した「会社情報開示規程」に基づき、各部署は、銀行法、会社法、金融商品取引法等の諸法令及び社内規程を遵守し、開示の基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めるものとし、

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴い生じる各種リスクについては、社内規程、細則等に基づきそれぞれの担当部署で適切に対処します。

情報管理に伴うリスクについては、情報セキュリティ・リスク管理を掌る部署を中心に、リスク管理を徹底し、当該リスクの極小化を図ります。また、緊急報告体制の強化により各種リスク情報の迅速な集約を推進するものとします。

事業に伴うリスクについては、一定額以上の案件につき取締役会の決議を必要とすることによって、取締役の職務執行を適切に監督するとともに、経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等における事業遂行に係るリスクに関する報告を徹底することにより、リスク情報の集約及びリスク管理の徹底を行います。

また、著しい損害を及ぼす事態が現に発生した場合を想定し、損害を最小限にとどめるために必要な対応計画を整備・運用し、事業の継続に関する方針を定め、常に見直すこととします。

内部監査については、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行の業務運営全般における内部管理態勢及びリスク管理態勢の適切性や有効性の検証を行います。その結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとします。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

取締役の職務執行に関しては、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を適切に定め、適切かつ効率的な意思決定体制を構築します。また、各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の明確化・迅速化を図っています。

業務執行に関する重要な事項については経営会議で事前審議を行うことにより、取締役会における審議の効率性を確保しています。

意思決定に基づく業務の執行にあたっては、取締役会において選任された役員等がその担当業務の執行を行うことにより、機動的な職務執行を促進しています。

取締役会は、取締役会において決議した「経営計画管理規程」に基づき、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、職務の執行の状況を定期的に検証します。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、業務の適正を確保するための体制の整備を行い、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価してまいります。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において決議した「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」及び「子会社・関連会社管理規程」に基づき、グループ会社管理を掌る部室及び事業所管部室は子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施します。

また、取締役会において決議した「特定関係者・関連当事者との取引規程」に基づき、グループ各社との取引において相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズ・レングス・ルールを遵守します。

さらに、取締役会において決議した「内部監査規程」に基づき、内部監査室は当行及び当行子会社を対象として内部監査を行い、検証結果のうち重要と判断される事項については取締役会及び監査役会に報告するものとします。

(7) 楽天グループ株式会社との適切な関係を確保するための体制

楽天グループ株式会社との間で「経営基本契約」を締結し、楽天グループ株式会社は当行が銀行として公益の観点から求められる経営の独立性及び上場子会社として求められる独立性を尊重することとしています。また、楽天グループ以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制とすることを尊重するとともに、従業員に対する当行の人事権を尊重するものとしています。なお、同契約において楽天グループ株式会社に対する事前承認、事前協議事項は規定しておらず、報告については同契約に基づき必要かつ法令等に抵触しない範囲で行ってまいります。

楽天グループ株式会社からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び原則として分掌権限表に規定された社長権限以上の楽天グループとの取引及び行為については、予め当行の業務の健全かつ適切な運営及び少数株主保護の観点から支障がないかを特別監視委員会に諮問します。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役会のもとに監査役会事務局を設置し、監査役会事務局に所属する使用人の業務執行については、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人は監査役の指示に従わなければならないものとします。また、当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意を必要とするものとします。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人は、監査役に対して法定の報告を行うとともに、監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとします。なお、当行及び当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合には、直ちに当該事実を監査役へ報告するものとします。

また、取締役会において決議した「コンプライアンス規程」に基づき、報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不当な取扱を受けることはないものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査業務の実効性を確保するため、必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等から報告を求めることができます。

また、監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な委員会等に出席できるものとします。なお、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し協力する他、「監査役会規程」、「監査役会監査細則」及び「内部統制システムに係る監査細則」を尊重するものとします。

監査役がその職務の執行について生じる必要な費用について当行に請求を行った場合には、当行はその費用を負担するものとします。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記8.「業務の適正を確保する体制」に基づく、当行の内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

2024年4月22日に当連結会計年度のコンプライアンス・プログラムを制定し、その後コンプライアンス・プログラムの進捗状況について2024年7月、10月、2025年1月、4月の四半期毎にレビューを行い、取締役会へ報告しました。また、当連結会計年度においてコンプライアンス委員会を13回開催し、コンプライアンスへの取組を進めています。

内部監査については、業務別監査1件、テーマ別監査14件、システム監査2件、内部管理態勢監査18件、外部委託先立入監査3件、合計38件の監査を実施しています。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存・管理体制

「文書管理規程」、「稟議規程」に基づく保存管理及び、「会社情報開示規程」に基づく必要な開示を実施しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各種リスクについては、毎月リスク管理委員会で報告が行われており、当連結会計年度においてリスク管理委員会を18回開催いたしました。また、一定額以上の案件につき取締役会にて決議するとともに、必要な事案について経営会議、案件委員会、リスク管理委員会等において事業遂行に係るリスクに関する報告を行っています。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われるための体制

当連結会計年度において取締役会を19回開催しました。

また、「取締役規程」、「組織管理規程」、「分掌権限規程」等の社内規程により職務権限及び責任範囲を定めていますが、適切で効率的な職務執行体制確保のため、当連結会計年度におきましては、3回の「分掌権限規程」の見直しを実施しています。

(5) 財務報告の適正な実施のための体制

経営情報、財務情報等の開示事項等に係る財務報告に関しては、適切な会計処理及び適時の開示を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠しその有効性を評価いたしました。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「取締役会規程」、「楽天グループにおける銀行の健全性確保に関する規程」、「子会社・関連会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社の経営管理及び事業管理を実施しています。なお、子会社の楽天信託株式会社につきましては、当行より4名の取締役及び1名の監査役を派遣しています。

また、内部監査室は楽天信託株式会社及び楽天国際商業銀行股份有限公司の内部監査部門からの報告を受け、必要に応じて当行子会社の内部監査を行っています。

(7) 楽天グループ株式会社との適切な関係を確保するための体制

当連結会計年度において特別監視委員会を12回開催いたしました。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務遂行を補助するために、2025年3月末現在、監査役会のもとに3名の使用人からなる監査役会事務局を設置しています。当該使用人は取締役の指揮命令を受けず、また当該使用人の独立性に関する事項は監査役会の同意事項となっています。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は必要に応じて必要な報告及び情報提供を受けています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席する他、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、案件委員会、運用委員会等の会議に出席いたしました。また監査役の職務執行について生じる必要な費用については当行が費用を負担しています。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

11. 親会社等との取引に関する事項

上記8.「業務の適正を確保する体制」(7)に記載のとおり、当行は、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役をいいます。）から構成される「特別監視委員会」を設置し、楽天グループ(株)からのグループ事業戦略上の要請に基づく経営方針の決定や当行グループと楽天グループの相互に関連する人事案件及び楽天グループ(株)との経営基本契約の締結や非独占的ブランドライセンス契約の締結をはじめとする楽天グループとの取引及び行為の実行に際して、アームズ・レングス・ルールや利益相反取引等について、銀行の業務の健全かつ適切な運営確保の観点から妥当性を検証するとともに、少数株主保護の観点から必要性及び妥当性を検証することとし、同委員会に事前に諮問又は事後に報告をしなければならないこととしています。また、特別監視委員会構成員の一部より、反対意見が出された議案については、取締役会より下位の決裁権限事項であっても、取締役会決議事項とすることを「特別監視委員会規程」に規定しています。

さらに、特別監視委員会規程の別紙に、月次・四半期・半期の定例報告事項として、「楽天グループとの取引残高報告」、「楽天カードスーパーラストのパフォーマンス報告」、「楽天グループとの取引の一覧（特定関係者取引）」、「関連当事者取引一覧」、「出向者の状況」、「楽天グループ(株)とのグループコアアセットの利用等に関する契約に基づくグループコアアセット利用料及び非独占的ブランドライセンス契約に基づくブランドライセンス料の妥当性の検証」、「楽天グループ(株)とのグループ包括契約に係る費用の妥当性の検証」、「常勤取締役の楽天グループ主催会議への出席状況」を規定し、楽天グループとの取引に、アームズ・レングス・ルール、利益相反取引の観点からの妥当性を検証する体制を構築しています。加えて「楽天グループとの取引残高報告」については、取締役会にも報告しています。なお、当連結会計年度における楽天グループとの取引の妥当性について、取締役会及び特別監視委員会において、疑義が述べられた事案はございません。

12. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

13. その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当行は、上場会社として、株主に対する安定的な配当を実施することは重要であると考えています。

一方、当行は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大、収益の向上の速度を上げて企業価値の最大化を図ることが、より適切な株主還元になり得るとも考えています。かかる2つの観点の最適バランスをその時々判断し、株主還元の充実に努めてまいります。

当行は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めています。なお、当行は剰余金の配当基準日として、毎年3月31日を基準日とする期末配当、9月30日を基準日とする中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、具体的な配当回数に関する方針は定めていません。

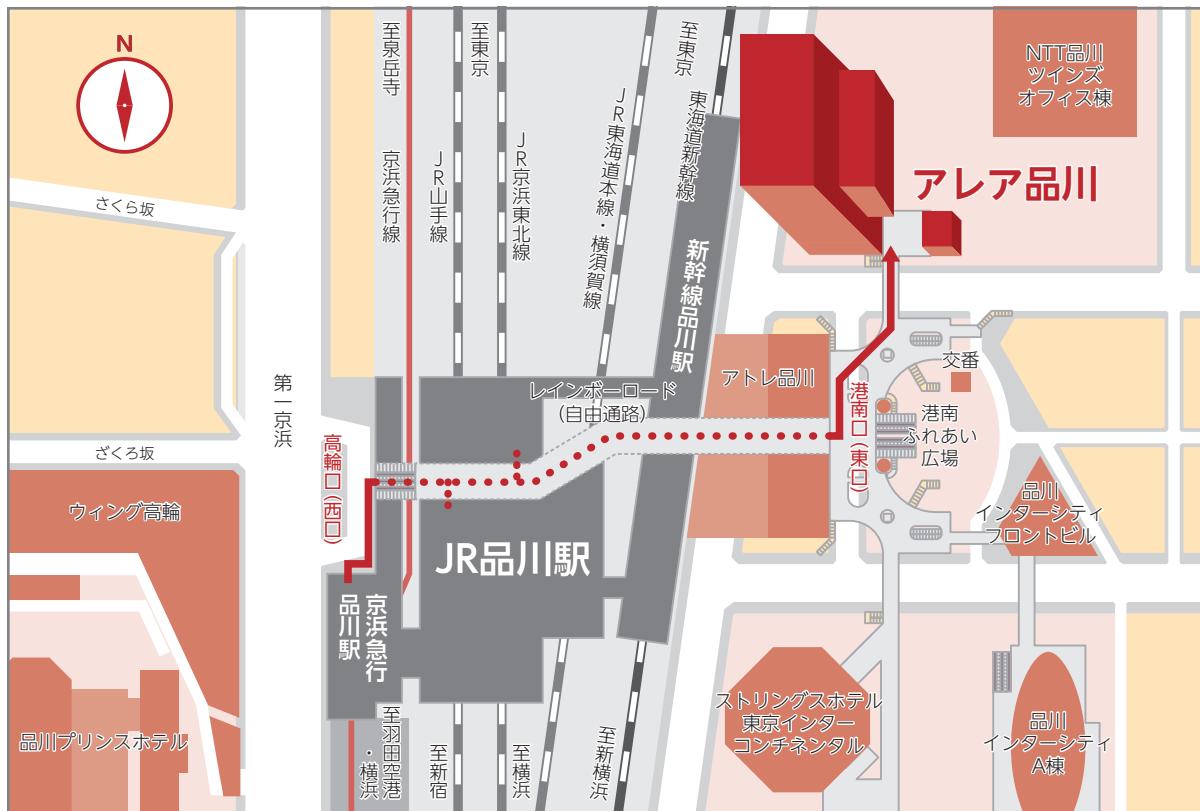
当事業年度の剰余金の配当は、行っていません。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けています。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上する必要があります。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南一丁目9番36号
アレア品川 東京コンファレンスセンター・品川 5階 大ホール

開催場所が前年と異なります。ご来場の際は、お間違いないようご注意ください。



交通

- JR線（山手線・京浜東北線・東海道本線・横須賀線）
- 京浜急行線

「品川駅」港南口 徒歩約1分

お願い：駐車場の用意がございませんので、交通機関をご利用ください。

- 同封の「議決権行使書用紙」を会場受付へご提出ください。
- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- お土産の配布はございません。
- 株主総会会場での撮影、録音、録音、SNS等での投稿等は禁止とさせていただきます。
- 株主総会会場での飲食は禁止とさせていただきます。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。
環境に配慮した植物油インキを
使用しています。